

山口県感染症対策連携協議会の設置について

1 設置目的

本県の感染症健康危機管理対策について、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、今後、新たな感染症等の発生及びまん延にも備えるため、改正感染症法に基づき、関係機関連携による平時からの取組の推進を目的とした、「山口県感染症対策連携協議会」を設置する。

《参考 1》感染症法の改正趣旨（R4. 12. 9 改正感染症法公布に伴う厚労省通知）

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、国又は都道府県及び関係機関の連携協力による病床、外来医療及び医療人材並びに感染症対策物資の確保の強化、保健所や検査等の体制の強化、情報基盤の整備、機動的なワクチン接種の実施、水際対策の実効性の確保等の措置を講ずるもの

《参考 2》都道府県連携協議会（同上）

都道府県に管内の保健所設置市区、感染症指定医療機関、診療に関する学識経験者の団体、消防機関その他関係機関（高齢者施設等の関係団体等）からなる都道府県連携協議会を組織することとする等、平時から関係機関間の連携を図るとともに、感染症発生・まん延時においては、必要な協議を行うよう努めるものとする等、関係機関間における感染症発生・まん延時の対応に関する枠組の構築を推進する。

⇒従来より、県の感染症危機管理対策全般について協議を行っていた「山口県感染症健康危機管理対策協議会」に、国指針等を踏まえ、新型コロナ対策についての知見等を有する一部委員を加える等により改組を実施

2 協議事項

本協議会では、上記国の指針等を踏まえ、感染症健康危機管理対策に係る次の事項について協議を行う。

- (1) 結核及び感染症対策に関すること
- (2) 感染症発生動向調査事業に関すること
- (3) 予防接種事業に関すること
- (4) 感染症に係る予防計画及び保健医療計画の策定に関すること
- (5) 緊急時の感染症対策に関すること
- (6) その他必要と認める事項

3 委員構成

本協議会については、改正感染症法に基づく国指針等に沿って、次の委員構成とする。
(必要に応じてオブザーバー参加あり)

区 分	所 属
学識 経験者	山口大学大学院医学系研究科 呼吸器・感染症内科学講座
	山口大学大学院医学系研究科 救急・総合診療医学講座
	山口大学大学院医学系研究科 小児科学講座
関係団体	一般社団法人 山口県医師会
	山口県小児科医会
	山口県産婦人科医会
	山口県感染症発生動向調査 解析評価小委員会
	山口県産業医会
	一般社団法人 山口県病院協会
	公益社団法人 山口県歯科医師会
	一般社団法人 山口県薬剤師会
	公益社団法人 山口県看護協会
感染症 医療機関	山口県立総合医療センター
	国立病院機構 山口宇部医療センター
社会福祉関係	山口県社会福祉法人経営者協議会
行政関係	下関市立下関保健所
	13市衛生主管課長会議
	山口県消防長会
	山口県環境保健センター